

学校法人朴沢学園

男女雇用機会均等法第 11 条に関する措置要領

決裁区分：常任理事会 平成 11 年 10 月 18 日(朴法第 169 号 平成 11 年 10 月 20 日)制定
平成 26 年 7 月 7 日(朴法第 142 号 平成 26 年 7 月 8 日)改正

(目的)

第 1 この措置要領は、平成 11 年 4 月改正男女雇用機会均等法(以下「均等法」という。)第 11 条に基づき、学園に勤務する教職員等の職場における性的な言動に起因する問題(以下「セクシュアルハラスメント」という。)の防止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 セクシュアルハラスメントとは、均等法第 11 条に定める状況、すなわち職場において行われる性的な言動に対する教職員等の対応により当該教職員等がその労働条件につき不利益を受けること(以下「対価型セクハラ」という。)、または当該性的な言動により当該教職員等の職場環境が害されること(以下「環境型セクハラ」という。)をいい、その具体的内容としては付紙に例示したような事柄をいう。

(セクシュアルハラスメントの防止)

第 3 職務上責任を有する者は、対価型セクハラを行ってはならず、また、教職員等は、環境型セクハラを行ってはならない。

(相談窓口)

第 4 所属長は、セクシュアルハラスメントに関する教職員等からの相談窓口として、相談員(男女各 1 名)を配置し、その職・氏名を常任理事会に報告するとともに、教職員等に周知するものとする。

(苦情への対応)

第 5 所属長は、相談員等からセクシュアルハラスメントに関する苦情や連絡があった場合には、苦情処理委員会を設置して対応するものとする。

(プライバシーの保護)

第 6 何人も、第 2 項の事柄に関し、調査その他により職責上知り得た秘密を、正当な理由なく他に漏洩してはならない。

また、事実に関し公表が必要となった場合にも、関係当事者のプライバシーの保護等に努めなければならない。

(不利益な取扱いの禁止))

第 7 第 2 項の事柄に関し、相談をしたこと、または事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(懲戒等)

第8 学園は、次の事項が生じた場合には、常任理事会の決議に基づき、当該行為を行った者に対して、就業規則第42条に基づく懲戒処分を行う等、適切な措置を採るものとする。

- 1 第5項の苦情処理委員会が当該行為者について、適正な事実調査のもとに、第2項に定める事柄を事実として認定した場合
- 2 前号に関し、当該行為者の監督責任者が監督責任を怠ったことが、適正な事実調査のもとに、苦情処理委員会により事実として認定された場合
- 3 事実無根にも拘らず第2項に定める事柄を風評等として流布した場合、または苦情処理委員会の事実認定を待たずに意図的に第2項の事柄を流布煽動した場合、あるいは苦情処理委員会の対応を妨害した場合、その他第2項の事柄に関し学園の職務環境や秩序を乱すような行為が行われた場合

附 則

この措置要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この措置要領は、平成26年4月1日から施行する。

対価型セクシュアルハラスメント及び 環境型セクシュアルハラスメントの内容

「対価型セクシュアルハラスメント」

学園内において行われるもので、教職員等の意に反する性的な言動に対する教職員等の対応によって、その教職員等が解雇、降格、減給などの不利益を受けること。

(例)

- ・ 学園内において、上司が教職員等に性的関係を要求したが、拒否されたため、権限をもってその教職員等を不利益な待遇にすること。
- ・ 出張中等の車中において、上司が教職員等の腰、胸等の身体に触ったが、抵抗されたため、その教職員等を不利益な待遇にすること。
- ・ 学園内において、上司が日頃から教職員等に係る性的な事柄について公然と発言していたが、抗議されたためその教職員等を不利益な待遇にすること。

「環境型セクシュアルハラスメント」

学園内において行われるもので、教職員等の意に反する言動により、教職員等の勤務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その教職員等が勤務する上で見過ごせない程度の支障が生じること。

(例)

〈身体接触型〉

- ・ 給湯室において上司が教職員等に抱きついてきたため、出勤するのが苦痛でつらくなっていること。
- ・ 学園内の執務室等において、上司が教職員等の腰、胸等に度々触ったため、その教職員等が苦痛に感じて、その勤務意欲が低下していること。

〈発言型〉

- ・ 同僚が学園外等において「性的にふしだらである」などの噂を流したため、その教職員等が苦痛に感じていること。

〈視覚型〉

- ・ 教職員等が抗議しているにもかかわらず、学園内等にヌードポスターを掲示しているため、苦痛に感じて勤務に専念できない。

セクシュアルハラスメント相談員名簿

平成30年4月1日現在

| 部 門 | 相談員 職・氏名 |
|--------|---------------------------------|
| 仙台大学 | 教 授 小 池 和 幸 教 授 大 山 さく子 |
| 明成高等学校 | 参 与 田 中 康 義 調理科部長 伊 藤 治 子 |
| 法人事務局 | 企画課長 那 須 雄 之 総務課担当課長 田 中 慶 子 |

※ 仙台大学においては、ハラスメント全般に対応する組織としてハラスメント審査会を設置しており、その構成員から2名をセクシュアルハラスメント相談員として指名している。